

平成 31 年 4 月 定例教育委員会
議案説明資料
(追加提案分)

議案 2 件

番号	議案第 9 号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育振興基本計画策定委員の委嘱について		
	松原市教育振興基本計画策定委員会規則第 3 条の規定に基づき、委員の委嘱を行うものです。		
	(任 期) 前任者の残任期間 (委嘱日から令和元年 7 月 29 日)		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

(順不同)

	氏 名	役 職	分類	備 考
1	◎ 西井 克泰	武庫川女子大学文学部教授	学識経験者	
2	○ 若槻 健	関西大学文学部教授		
3	西田 孝司	社会教育委員	社会教育関係者	
4	杉元 隆裕	公募委員(幼稚園の保護者)	保護者	
5	井上 直人	公募委員(小学校の保護者)		
6	恵我 了悟	公募委員(中学校の保護者)	学校教育関係者	
7	田中 繩	松原市立松原中学校長		
8	瀧澤 公子	松原市立中央小学校長		
9	森 佳織	松原市立まつかぜ幼稚園長		
10	伊藤 輝	松原市教育委員会事務局教育総務部長	市職員	

※ ◎…委員長 ○…副委員長

※ 下線部が新たに委嘱する委員

○松原市教育振興基本計画策定委員会規則

平成28年6月29日教委規則第5号

松原市教育振興基本計画策定委員会規則 (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織、運営その他策定委員会について必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)

第2条 策定委員会は、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、松原市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定について審議するものとする。

(委員)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まっていない場合の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 策定委員会は、会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第8条 第2条の所掌事務を遂行するに当たり、必要な基本計画の素案や資料の作

成等を行うため、策定委員会の下に松原市教育振興基本計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会の運営に関する事項は、教育委員会が別に定める。

（庶務）

第9条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。
（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

番号	議案第10号	担当	学校教育部教職員課
議案名	これからの学校教育基本構想検討委員会委員の委嘱について		
	これからの学校教育基本構想検討委員会規則第3条の規定に基づき、委員の委嘱を行うものです。		
(任 期)	前任者の残任期間		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

これからの学校教育基本構想検討委員会 委員名簿

(順不同)

	氏 名	役職または所属	分類	備 考
1	◎ 志水 宏吉	大阪大学大学院人間科学研究科教授	学識経験を有する者	
2	○ 大野 裕己	滋賀大学教職大学院教授		
3	長野 友香	四つ葉幼稚園	幼稚園長及び小中学校長	
4	瀧澤 公子	中央小学校校長		
5	田中 繁	松原市立松原中学校長	PTA関係者	
6	藤野 喜嗣	松原中学校区		
7	橋本 宏美	松原第二中学校区		
8	石川 結加	松原第三中学校区		
9	前田 貴彦	松原第四中学校区		
10	上野 史雄	松原第五中学校区		
11	大島伸一郎	松原第六中学校区		
12	森田 吉彦	松原第七中学校区		
13	西田美由紀	幼稚園	松原市地域教育協議会役員	
14	前田 正人	松原市地域教育協議会役員		

※ ◎…委員長 ○…副委員長

※ 下線部が新たに委嘱する委員

○これからの学校教育基本構想検討委員会規則

平成30年6月19日教委規則第2号

これからの学校教育基本構想検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、これからの学校教育基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織、運営その他検討委員会について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 検討委員会は、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、これからの学校教育基本構想について調査及び審議するものとする。

(委員)

第3条 検討委員会は、委員14人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼稚園長及び小中学校長
- (3) PTA関係者
- (4) 松原市地域教育協議会役員

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から当該委員に係る第2条の任務が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まっていない場合の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 検討委員会は、会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教職員課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。